

ダンスセラピスト資格更新条件

④理事会で更新を認められたもの

付記：更新を認めるための具体的条件について

・学会発表

JADTA 以外の近接領域の学会において、ダンスセラピーの理論や実践に関わる発表を
2回

・学会参加

ダンスセラピストとして、さらなる学びにつながる近接領域*の学会において、参加を
3回

・論文執筆

近接領域の学会誌へのダンスセラピーの理論や実践に関わる研究成果の論文執筆を
1回

・その他の執筆

ダンスセラピーの理論や実践に関わる著作(単著・共著を問わない)の執筆を1回

・講習会・研修会参加

ダンスセラピーの専門性の向上につながる研修会への参加（主催も含む）を3回

以上のいずれかひとつの条件に当てはまること

* 「近接領域の学会」の例

- ・芸術療法学会
- ・集団精神療法学会
- ・音楽療法学会
- ・舞踊学会
- ・心身医学会
- ・クリエイティブ・アーツセラピー学会

等、詳しくは、資格認定委員会までお問い合わせ下さい。